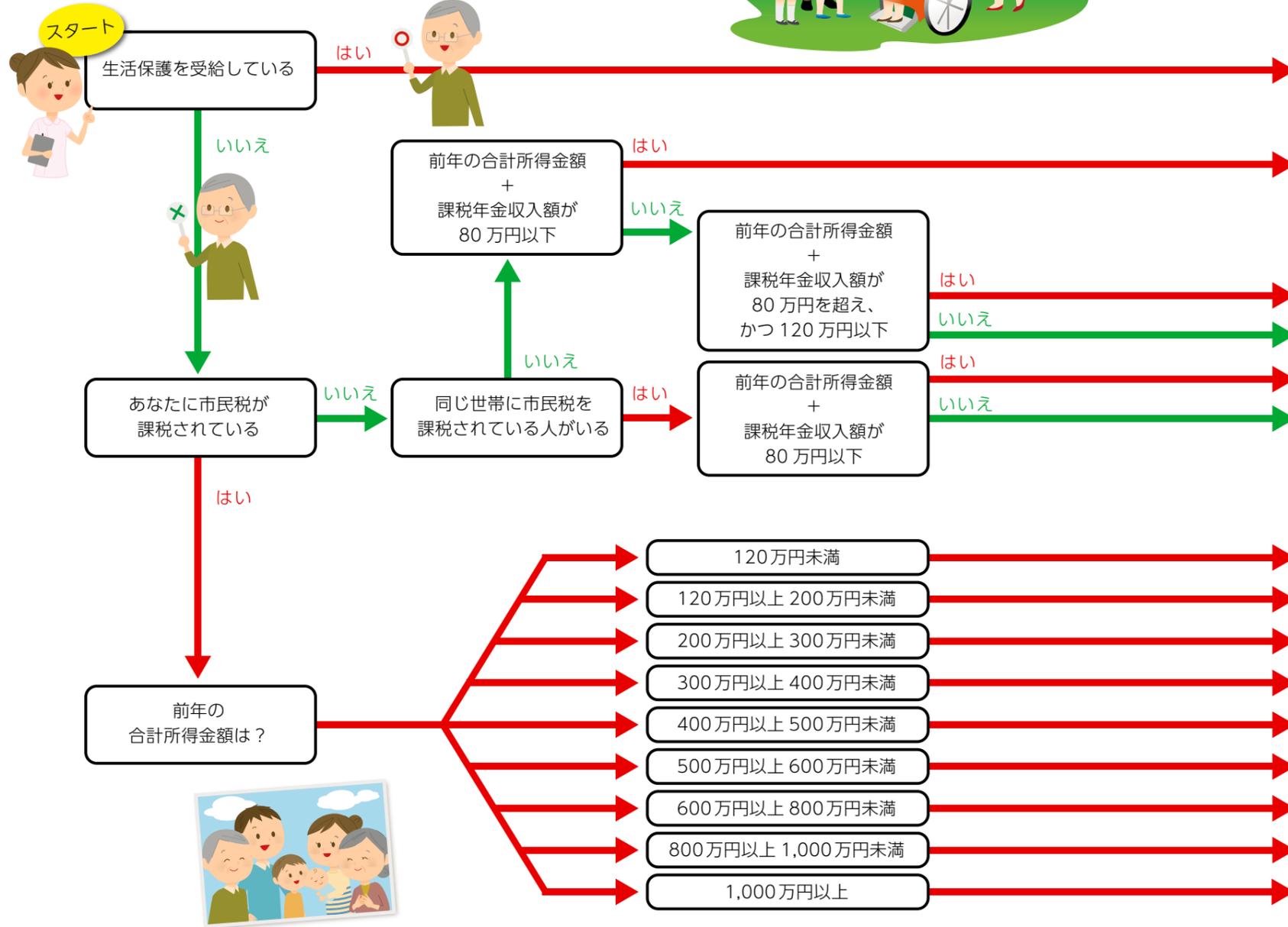


あなたの介護保険料を確認しましょう!



●合計所得金額とは？
 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年4月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(保険料段階が第1～5段階のみ)」した金額を用います。

●課税年金収入額とは？
 国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の方 ・本人および世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	保険料率	基準額 × 0.45	年間保険料	35,100円
------	--	------	------------	-------	---------

	市民税課税		合計所得金額+課税年金収入	保険料率	年間保険料
	本人	世帯内			
第2段階	×	×	80万円～120万円	基準額 × 0.65	50,700円
第3段階	×	×	120万円～	基準額 × 0.75	58,500円
第4段階	×	○	～80万円	基準額 × 0.9	70,200円
第5段階	×	○	80万円～	基準額	78,000円

	市民税課税		合計所得金額	保険料率	年間保険料
	本人	世帯内			
第6段階	○	-	120万円未満	基準額 × 1.25	97,500円
第7段階	○	-	120万円～200万円未満	基準額 × 1.3	101,400円
第8段階	○	-	200万円～300万円未満	基準額 × 1.55	120,900円
第9段階	○	-	300万円～400万円未満	基準額 × 1.6	124,800円
第10段階	○	-	400万円～500万円未満	基準額 × 1.8	140,400円
第11段階	○	-	500万円～600万円未満	基準額 × 1.85	144,300円
第12段階	○	-	600万円～800万円未満	基準額 × 2.0	156,000円
第13段階	○	-	800万円～1000万円未満	基準額 × 2.05	159,900円
第14段階	○	-	1000万円以上	基準額 × 2.3	179,400円

●宜野湾市の介護保険料の減免

1 介護保険料の所得段階が2段階、3段階の方は、次のいずれにも該当する場合は減額することができます。

①非課税世帯で、前年中の世帯収入金額(預貯金を含む)が120万円以下である。(本人を除く世帯員がいる場合は1人につき35万円を加える)

②資産を活用してもなお生活が困窮していると認められる世帯に属する方。

③市町村民税課税者と生計を共にしない方。 ④市町村民税課税者に扶養されていない方。

2 前年中の世帯合計所得金額が600万円以下で、次の場合には所得段階区分に関わりなく減額が適用されます。

①住宅、家財又はその他財産について、著しい損害を受けた場合。

②主たる生計者が死亡、長期入院、事業の損失、失業等により合計所得金額が1/2以上減少すると見込まれる場合。

③農作物、不漁の損失額が3/10以上ある場合。

3 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されていた方は、その期間の保険料は免除されます。

☆ 保険料減免についての詳しい内容については、介護長寿課窓口までお気軽にお問い合わせください。

●介護保険を滞納すると…

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納している期間に応じて次のような措置が取られます。

1年以上滞納

サービスを利用したときに費用がいったん全額自己負担となり、申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6ヵ月以上滞納

保険給付分の一部または全部が差し止められ、その中から滞納している保険料相当分が差し引かれます。

2年以上滞納

サービスを利用したときの自己負担が4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

お問い合わせ 介護長寿課 ☎893-4411 内線 166・167・189